労働災害多発非常事態宣言発令中！

令和８年11月１日　▶▶▶　令和９年１月31日

1 趣旨

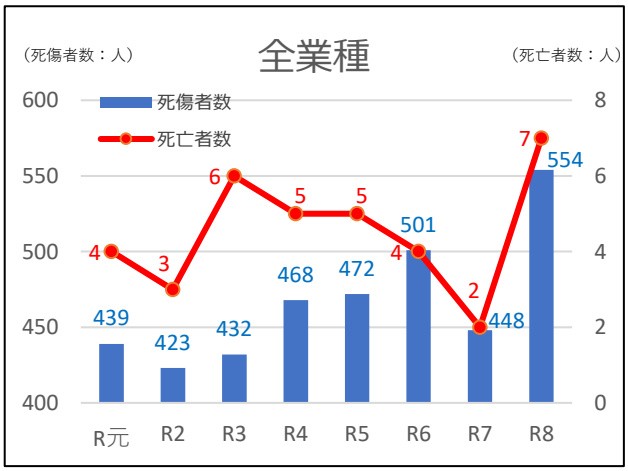
令和8年9月末現在の大分労働基準監督署管内における労働災害（休業4日以上）による死傷者数は554人と昨年同時期と比較して23.7%増加しており、死亡者数についても、昨年同時期が２人であったところ７人に増加している状況にあります。このような状況を鑑み、当署では労働災害の増加に歯止めをかけるため、「労働災害多発非常事態宣言」を発令し、広く注意喚起することとしました。

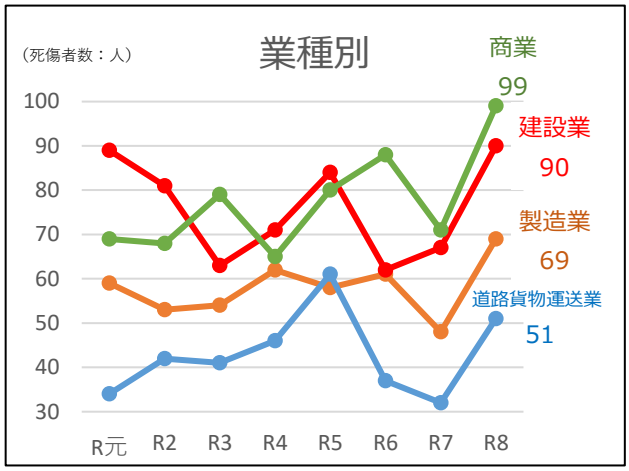
今後、労働災害が多発する傾向にある年末年始を迎えることもあり、さらなる労働災害の増加が懸念されることから、各事業場においては、裏面を参考に業種ごとに応じた対策の取り組みをお願いします。

2 管内の労働災害発生状況

令和元年～ 死傷者数の推移｜全産業／業種別

※令和８年９月末日現在





令和８年 死亡労働災害一覧｜全産業

※令和８年10月29日現在

No.	発生月 時間帯 業種	災害発生状況	No.	発生月 時間帯 業種	災害発生状況
1	1月 15時台 建設業	木造２階建て建物の解体工事現場において、２階屋根瓦の撤去作業を行っていたところ、8.3m下の地面に墜落したもの。	5	8月 8時台 林業	架線集材装置を用いて集材作業を行っていたところ、ウインチロープを固定していた金具が破損、飛散して突き刺さったもの。
2	2月 2時台 清掃・と畜業	産業廃棄物収集のためパッカー車を運転していたところ、赤信号を無視したトラックに衝突されたもの。	6	8月 9時台 林業	立木の伐倒作業に従事していたところ、かかり木に激突されたもの。
3	4月 14時台 建設業	移動式クレーンに杭打機を取り付けて土留親杭を打設中に、杭打機のモーターにワイヤロープが巻き付いて切断され、落下したフックブロックに激突されたもの。	7	9月 13時台 建設業	配管の取替工事において、熱水の流れる排水溝に転落し、全身やけどを負ったもの。
4	7月 16時台 建設業	空調機器設置工事において、脚立を用いて配管ダクトの取付作業を行っていたところ、1.9m下の地面に墜落したもの。			

Safe work OITA　**大分労働基準監督署**

業種別労働災害防止対策

1 全業種共通

❶ 定常作業及び非定常作業について、その作業における危険の洗い出しをし、それぞれの労働災害防止対策を定め、作業従事者に周知徹底すること。
❷ トップや現場責任者等による職場巡視を行い、労働災害防止対策が確実に講じられていることを確認し、必要に応じ指導すること。
❸ 通路、作業場、事務所の整理整頓の実施、段差、凹凸などを解消し安全通路を確保すること。
❹ 階段は手すりを持って昇降すること。
❺ 重量物は台車等を使用することにより、省力化を図ること。
❻ 高年齢労働者に配慮した職場や現場環境の整備、作業方法の改善を図ること。
なお、介護作業においては、ノーリフトケアの導入を促進すること（保健衛生業）。

2 製造業

❶ 機械の掃除、修理、点検等の際は、機械を停止させ、確実に停止したことを確認すること。
❷ 機械の安全装置等の機能を失わせないこと。
❸ フォークリフトによるつり上げ、人の昇降など、用途外使用を行わないこと。
※トラック荷台での荷積み荷下ろし作業は道路貨物運送業を参照

3 建設業/造船業

❶ 高さ２ｍ以上の高所作業にあっては、足場の設置、ローリングタワーや高所作業車を使用する等による作業床（脚立は作業床に該当しないことに留意）を設け、手すり等を設けること。
なお、高さ2m未満であっても同様の措置を講じること。
❷ 上記❶が困難な場合は要求性能墜落制止用器具（フルハーネス等）を使用すること。
❸ 移動式クレーン、車両系建設機械等を使用する場合は、運行経路、立入禁止区域のほか、遵守すべき安全対策等を示した作業計画を定めること。
❹ 安全な作業手順や労働災害防止対策を定め、作業開始前に全作業員に共有すること。
❺ 予定外、想定外の事象が発生した場合には直ちに作業を止め、原因及び対策を検討すること。
※トラック荷台での荷積み荷下ろし作業は道路貨物運送業を参照

4 道路貨物運送業

❶ トラックの運転席や荷台の昇降は「三点支持」により行うこと。
❷ 荷や荷台の上ではできるだけ作業、移動を行わず、可能な限り地上で行うこと。
❸ 荷台上においては、可能な限り要求性能墜落制止用器具（胴ベルト等）を使用すること。
❹ 荷や荷台の上で作業を行う必要がある場合には、安全な立ち位置を確保する又は地上に可搬式の作業台を使用するなどの方法によること。
❺ トラックとホームの間に隙間がある場合、安全に荷の運搬、移動ができるよう丈夫な板等を敷くこと。
❻ 荷台のあおりを立てる場合には確実に固定すること。
❼ 荷役作業時には保護帽、安全靴を着用すること。

5 林　業

❶ 伐倒しようとする立木の樹高の２倍の範囲内を立入禁止とすること。
❷ 伐倒する際の合図（呼子など）の方法を定め、伐倒者に確実にこれを行わせること。
❸ 伐倒者はあらかじめ、安全な退避場所を定め、伐倒作業直後に直ちに退避すること。
❹ かかり木が生じた場合には、放置せずに速やかにこれを処理すること。
❺ 車両系木材伐出機械の稼働範囲は立入禁止とし、機械の運行経路（稼働範囲）及び作業方法、遵守すべき安全対策等を示した作業計画を定めること。
❻ 集材作業等で使用するフック等の部材については、集材しようとする伐倒木の概算重量のほか、地面との摩擦、立木や岩石との接触を加味した上で、十分な耐荷重能力を有するものを選定すること。